

監査報告書

平成19年6月15日

国立大学法人政策研究大学院大学
学 長 八 田 達 夫 殿

国立大学法人政策研究大学院大学

監 事 東 哲 也

監 事 増 島 俊 之

私たち監事は、国立大学法人法第11条4項の規定に基づき、平成18年4月1日から平成19年3月31日における国立大学法人政策研究大学院大学の業務及び財産の状況について監査を行いました。その結果につき次のとおり報告いたします。

1. 監査方法の概要

監事は、学長、副学長、理事を含む経営陣から、本学の運営方針及び職務執行の状況を聴取し、重要な書類を閲覧し、また必要に応じ重要な会議に出席したほか、主要な部署において業務の遂行及び財産の状況を調査いたしました。

また、会計監査人であるあずさ監査法人から会計監査の方法及び説明を受け、平成18年度の財務諸表等、事業報告書、業務実績報告書、決算報告書につき検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 財務諸表は、法令等に従い国立大学法人の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認めます。また、決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 事業報告書及び業務実績報告書は国立大学法人の運営、目的に沿い国立大学法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 国立大学法人の業務に関して不正の行為はなく、かつ法令その他の定め違反する重大な事実は認められません。

以 上